

平成28年10月7日

大阪府職員労働組合
府税支部豊能分会
分会長 永谷 義浩 様

大阪府豊能府税事務所
所長 島田 賢



平成28年9月16日に提出のありました要求書の項目について、次のとおり回答します。

要求内容	回答
<p>1 大阪府職員労働組合府税支部豊能分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。</p> <p>所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。</p>	<p>1 良き労使関係については、尊重してまいりたい。勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。</p> <p>また、所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っていない。</p>
<p>2 大阪府当局は昨年人事院勧告を完全実施せず、地公法にさえ反した賃金水準を押し付けていることは極めて不当であり、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>2 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>3 府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>3 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>4 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>4 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>5 同一職場でともに勤務する非常勤職員の雇用の継続や労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>5 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>6 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>6 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>

<p>7 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。</p>	<p>7 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>8 「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。 超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。</p>	<p>8 「税収確保対策」は極めて重要な課題であり、課内会議等を適宜開催する等、職員間の意思の疎通を図りながら推進してまいりたい。皆様のご理解とご協力をお願いしたい。</p>
<p>9 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。</p>	<p>9 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>10 再任用職員の労働条件等を改善すること。 ①この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。 ②再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。 ③週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>10 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>11 VDT 作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT 特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。</p>	<p>11 VDT 作業については、職員健康診断実施特別要綱に基づきVDT 作業従事職員特別健康診断が実施されているところ。 要求の趣旨は、本庁へ伝えてまいりたい。</p>
<p>12 職員の健康管理上、冬季の執務室の温度管理について、十分な対策を講じること。また、夏季の冷房対策を講じること。</p>	<p>12 冬季の暖房及び夏季の冷房対策については、職員の健康に配慮して、これまでも適切な温度管理に努めてきたところであるが、今後とも留意してまいりたい。</p>

13 職員の書類整理などの作業上の安全のため、作業スペース及び通路確保など、書庫面積の拡大を図ること。移動式書架を設置するなど、収納スペースを十分確保すること。

14 男子休養室を設置すること。また、女子更衣室（1階）の冬季の温度管理が行えるよう対策を講ずること。

13 書庫面積等の拡大等については、予算及びスペースの問題から対応は困難であるので、ご理解願いたい。

なお、安全対策として、書庫の固定を平成 25 年に実施したところである。

14 男子休養室については、4 階の和室を従来どおり有効利用していただきたい。

女子更衣室の暖房については、電気容量など庁舎管理上の問題もあり、今後検討してまいりたい。